

# 令和3年大和市農業委員会第2回総会議事録

令和3年2月17日（水）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1番 小菅忠司 委員	9番 眞壁浩二 委員
2番 関水正幸 委員	10番 柏木 明 委員
3番 大谷茂里 委員	11番 池田俊一郎 委員
4番 小菅正徳 委員	12番 安藤一郎 委員
5番 瀧本隆行 委員	13番 青木裕一 委員
6番 中村晴雄 委員	14番 保田昭一 委員
7番 渡邊カク 委員	15番 上野岩雄 委員
8番 柴田 力 委員	16番 長谷川慶太郎 委員

## 2. 本日の欠席委員

なし

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	前田 剛司
次長	岸田 靖雄
主査	木下 充裕
主査	高田 直樹

## 4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 日程第5 報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について
- 日程第6 報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定の届出について
- 日程第7 報告第9号 非農地証明について
- 日程第8 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第9 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請について

## 5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について

報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定の届出について

報告第9号 非農地証明について

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請について

午前10時00分 開会

○議長 委員の出席状況ですが、全員出席ということで、定数に達しておりますので会議は成立いたします。

これより令和3年2月大和市農業委員会第2回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして私からお願いいたします。5番、瀧本隆行委員、6番、中村晴雄委員、よろしくをお願いいたします。

○議長 続いて日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、総会資料1ページをごらんください。

1月25日から2月16日までの間、幾つかの会議等が設定されてございましたが、コロナの関係で中止や延期ということになっております。よって、この期間の報告案件はございません。以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。内容がないため、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて日程第3、報告第5号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第5号についてご説明いたします。

議案書1ページの1件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。本件について質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。ございませんか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて日程第4、報告第6号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、日程第5、報告第7号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について及び日程第6、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、ご説明いたします。

報告第6号については議案書2ページの4件が、報告第7号については議案書3ページの4件が、報告第8号については議案書4ページの1件がございました。案内図は総会資料の5ページから7ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。関水委員。

○関水委員　報告第6号の3番、4番、転用の届出ですけれども、資料を見ますと、企業の駐車場ということで区別されていて、いつからこれは駐車場に使われているのでしょうか。2018年、今持っている住宅マップではもう企業の駐車場ということが記載されているのですけれども、いつから使われているのですか。それで、その前は市営のスポーツ施設になっていたのですね。施設が、いつ終わって、どういうふうにかわりかかってきたのでしょうか。その辺もしわかりましたら教えていただきたい。

○議長　事務局。

○事務局　こちらの場所は、市で借り上げてスポーツ施設として使っていたところを、所有者に返還されて現在のような駐車場になっているという形で事務局のほうも認識しております。

あと、農地法上、農地を農地以外にする際に転用の届出を出していただくという形になりますので、現状、後追いで報告になってしまっているという状況ではございます。

○議長　関水委員。

○関水委員　駐車場に切りかわったのはいつなのか。それが、さっき申し上げたように、今持っている地図、2018年度の地図なわけですね。それにもう企業の駐車場と明記されている。これだけ相当広い場所ですね。こういうことでいいのかどうか、私はちょっと疑問に思いますね。

あと、次の報告7号の所有権移転のほうと合わせると6,400㎡、相当広い場所です。

○議長 事務局。

○事務局 まず期間のほうですが、こちらの施設については、以前担当課が所有者と契約を結んだ中でスポーツ施設ということで利用しておりました。施設が閉鎖になり、所有者に返還されたのは、恐らく2015年ぐらいではないかなと、そういう期間になります。

また、好ましい状況ではないため、この状況を是正するため、転用後ではあります。今回の届出がなされたと考えております。

○議長 関水委員。

○関水委員 ちょっと古くなりますけれども、この施設を開場ときには転用されていないということなので、駐車場で転用届が出たという理解ですか。

○事務局 そのとおりです。

○関水委員 そうすると農地台帳は畑のまま残っていたということですか。

○事務局 既に農地ではないため、農地台帳上は記載されておりません。課税地目が雑種地で登記地目が畑であることは確認しております。

○関水委員 雑種地になると、当然地権者は税金が少しアップね。地目が畑であっても宅地並みの課税。そういう中で、雑種地で税金を課税徴収していたんですね。

○議長 保田委員。

○保田委員 既に過去から駐車場になっている状態で、ここで4条申請を出されたのは、何か目的があるのかどうなのか。

○議長 事務局。

○事務局 目的としては、5条のほうでも触れているとおり、相続等でその辺の管理をしている中で、登記地目をきちんと、農地法の届出を出した上で、直していないことに所有者側が気づいた形なので、その辺の整理をするために申請を出されてきたという形で解釈しております。

○議長 ほかにご意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、お考えやご意見があろうかと思っておりますけれども、今まで長年重なってきたことをここで是正をしたいという届出でございますので、ここで質疑を終結したいと思います。本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて日程第7、報告第9号、非農地証明についてを議題に供します。  
事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第9号についてご説明いたします。議案書は5ページ、総会資料は8、9ページをごらんください。

非農地証明をした土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は総会資料の8ページの斜線で示した土地になります。面積は221㎡となります。登記地目は畑ですが、現地の課税は宅地になっており住宅敷地の一部として使用されています。昭和44年の航空写真により住宅及びその敷地であることを確認いたしております。

現地確認につきましては、1月21日に事務局、大谷委員、瀧本委員、長谷川委員及び申請人立ち会いのもと状況を調査いたしました。農地の区分については第3種農地と判断いたしました。申請地の現況は、位置、面積、形状等から見て農地の用に供することができないものであり、農地に復元することは困難で、周辺農地に支障を生じるおそれがなく、過去10年以上違反転用として追及されておらず現在に至っております。また、今後も違反転用として追及する見込みがないことから、神奈川県農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に規定する非農地の定義を全て満たしているため、会長専決により非農地証明したことをご報告いたします。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、現場の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。大谷委員、お願いいたします。

○大谷委員 1月21日に現地にて、私と瀧本委員、長谷川委員と事務局で申請人とお会いし、現地確認いたしました。事務局の説明があったとおり、今回の非農地証明については、状況によりやむを得ないと考えます。以上です。

○議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。本件について質疑、ご意見等はございますか。  
ございませんか。

(発言者なし)

○議長 ご意見がないようなので、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて日程第 8、議案第 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 号についてご説明いたします。議案書 6 ページ、総会資料は見開きで 10 ページ、11 ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料 10 ページの斜線で示しております。地目は畑です。申請理由は、譲渡人は相続により農業を廃止するものであり、譲受人は経営規模の拡大です。

申請人とは 2 月 2 日に上野委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認いたしました。その他調査により、トラクター 2 台、耕運機 3 台、ほかの農機具を所有しており、20 年以上の農業経験を持つ常時従事者 2 名、農地の下限面積要件等を定めた農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えております。また、譲受人より、農地等の全てについて効率的に利用して耕作等を行うことの申出書の提出を受けております。

なお、申請地は約 10 年前から違反転用農地として農地への復元指導をしていた土地であります。令和元年第 2 回遊休農地対策部会において、建築物や機材が除去されていたため違反解消された農地となっております。申請地については、譲受人は露地野菜を作付する計画での申請となっております。その旨立ち会い時に再度確認しております。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。上野委員、お願いいたします。

○上野委員 2 月 2 日に現地にて事務局と私で、譲渡人と譲渡人の長男、譲受人、代理人とお会いし現地確認をいたしました。譲渡人と譲渡人の長男より、先ほど話があったとおり、申請地を相続したが、農業をやらないので譲り渡したい旨確認いたしました。譲受人から、大根、白菜、人参等の露地野菜の作付けをする

予定である旨確認いたしました。今回許可することにやむを得ないのかなと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。関水委員。

○関水委員 今説明がありましたけれども、違反転用農地として雑種地がもう既に畑ということで現況の地目が変わっているのですか。

○議長 事務局。

○事務局 資産税課の課税上、雑種地という形の課税がなされておりましたが、今は農地として農地台帳に掲載している形になります。なお、今回の現地の立ち会いは複数名で行いました。譲受人のほうには、違反転用農地であったことなど、状況をしっかりとご説明した中で契約が結ばれていると思っております。職務代理のご心配の部分についても、しっかり契約書の中でカバーしてございますので、心配ないと考えております。

○議長 それでは、移転許可申請について採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 全員の挙手をいただきました。よって、議案第4号は、許可することに決定いたしました。

○議長 続いて日程第9、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第5号についてご説明いたします。議案書7ページ、資料は12、13ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。登記地目は畑で、現況も畑でございます。転用目的は、住宅敷地の拡張です。譲受人は隣地に居住しております。今回の申請は、旗ざお状の地で住宅が道路より奥まった位置にあるため、竿の部分に普通自動車をとめておりますが、竿の幅が2.5m程度で車の転回もできないため住宅前面までバック走行して駐車しております。途中で屈折している部分もあるため隣接地の一部に車輪が入ってしまうこともありますが、



親族であるので認められておりますが、今後、所有者の代わりや変更があるとトラブルになりかねないため、1 m分の敷地拡張により改善が必要であるとのことでした。被害防除としては、隣地境界に地先境界ブロックを設置し、表面は芝貼りとし雨水は浸透処理とする計画です。農地の区分は、市街化区域に隣接し農地の広がり10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

2月1日に地元の大谷委員と事務局とで譲受人及び譲渡人立ち会いのもと、現地等の状況を調査いたしました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

大谷委員、お願いします。

○大谷委員 2月1日に現地にて事務局と私で、譲渡人、譲受人にお会いし現地を確認しました。両者から本申請の意思確認をし、住宅敷地の拡張としての利用をしていく旨の返答を受けました。今回の転用については問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

ありませんか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

議案第5号について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。よって、議案第5号は、許可することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和3年2月大和市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

午前 10時 45分 閉会